

農地バンクと利用権の比較

《詳しいお手続きの方法は、問い合わせ先（窓口）へお問合せ下さい》

	農地バンク	利用権	
利用条件	借り手が認定農業者または人・農地プランに位置づけられている者※1	特になし※2	
契約期間	10年または5年のどちらか	1年から20年の間で希望する期間※3	
手続期間	約3か月	即日（契約書発行）※4	
契約形態	仲介 (契約先：栃木県農業振興公社／手続窓口：芳賀町農業公社)	相対※5 貸し手と借り手の両者間で直接やりとりをする	
契約書 (書式)	A4サイズ 3枚～※6 貸し手と借り手それぞれの契約書に、それぞれ署名と捺印をする	A3サイズ 1枚※7 1枚の契約書に貸し手と借り手双方の署名と捺印をする	
賃借料の 支払い方法 (支払日)	金納 貸し手：指定口座へ自動振込 (12月下旬) 借り手：指定口座から自動振替 (12月中旬)	物納 借り手から貸し手へ直接支払う (11月末までに)	金納・物納 貸し手と借り手双方で話し合っただけで決めた方法で 決めた支払日までに直接支払う
問い合わせ先 (窓口)	芳賀町農業公社 TEL:028-677-6048	芳賀町農業委員会 TEL:028-677-6047	

※1 認定農業者でない方は、契約書のほかに、人・農地プランに掲載するための書類を提出して頂きます。

※2 対象農地の状況によりご希望に沿ったご契約ができないこともあります。

※3 利用権は、令和7年3月末に廃止となります。

※4 月1回開催される農業委員会総会の公告後に正式契約となります。

※5 請求書や領収書が必要な場合でも、仲介業務は一切いたしません。

※6 賃借料の支払方法や相続人の有無により提出していただく契約書の内容が異なります。

※7 農地名義人死亡に伴う名義変更がされていない場合、相続関係書類の提出が必要となります。